

戸籍謄抄本等の請求書

長南町長様

令和 年 月 日

①窓口に来た方	住所	電話番号		
	フリガナ			
	氏名	明・大・昭・平・令	年 月 日生	
②委任者	住所	電話番号		
	フリガナ			
[委任状による代理請求の場合のみ記入]	氏名	明・大・昭・平・令	年 月 日生	
③必要な戸籍等の表示	本籍 (長南町以外の場合は、本籍地へ請求)		* 必要なものに通数を記入して下さい。	
	長南町	番地		
	筆頭者の氏名 (戸籍の初めに書かれている方)		1 戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 【1通450円】	通
	氏名		2 戸籍個人事項証明(戸籍抄本) 【1通450円】	通
	明治・大正 年 月 日生 昭和・平成		3 除籍全部事項証明(除籍謄本) 【1通750円】	通
	必要な方の氏名		4 除籍個人事項証明(除籍抄本) 【1通750円】	通
氏名		5 改製原戸籍謄本 【1通750円】	通	
明治・大正・昭和 年 月 日生 平成・令和		6 改製原戸籍抄本 【1通750円】	通	
④戸籍に記載されている方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母又は祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子又は孫)		7 戸籍の附票(全部・一部) 【1通300円】	通
	* 請求者が上記に該当しない場合には、下記のいずれかにチェックをつけた上で、 請求の理由を詳細に 記載してください。		8 身分証明書 【1通300円】 ※本人以外の申請の場合、委任状が必要	通
			9 独身証明書 【1通350円】 ※本人以外の申請の場合、委任状が必要	通
			10 受理証明書 【1通350円】 ※届出人以外の申請の場合、委任状が必要	通
⑤請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他		11 記載事項証明書【1通350円】 (届)	通
			12	通
権限書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他()			

* 偽り、その他不正な手段によって交付を受けた場合は、戸籍法第133条の規定により、30万円以下の過料に処せられます。

※職員使用欄 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 聞き取り ()	手数料 円
---	------------------

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関への提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明書をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを証明できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。